

元好問と耶律履の一族

徳 永 洋 介

1. 元好問と燕京の筆禍 –問題の所在–
2. 名臣耶律履の人物像 –金朝最盛期の契丹人官僚–
3. 耶律辨才と耶律善才 –金元交替と耶律履の一族–
4. 結びにかえて –晩年の元好問と耶律家の後継者たち–

1. 元好問と燕京の筆禍 –問題の所在–

金朝が滅びて九年あまりを経た、モンゴルのドレゲネ称制二年(1243)、五月に身まかった父楚材の旧職を襲って中書令となった耶律鑄の招きで秋頃から燕京で過ごしていた元好問は、突如沸き起こった筆禍のために、早くもその冬には燕京を辞去せざるを得なくなった。故郷の忻州に退いた後も配下に戻るよう重ねて懇請された彼が耶律鑄に宛てた書簡によれば、この発端は彼が鑄の祖父履のために書いた神道碑の内容にあった。

癸卯(1243)の冬、蓋し、嘗て来使に従いて一たび燕中に到るや、命を承けて先の相公の碑を作る。初も敢えて少しも望むところあらず、又た聲勢を仮借せざるも、悠悠たる者は、鳳池の奪わるるを謂うがごとく、百謗百罵、嬉笑姍侮す。(中略)渠らとは血讎なく、骨恨なきに、乃ち党与を樹立し、事端を撰造して、これをして即日灰滅せしめんと欲せり。固より神理の在るあるを知るも、然れども亦た何の苦ありて不貲の軀を以て覆車の轍を踏み、不測の淵を試みんや。¹⁾

好問に中書の官職を奪われはしまいかという疑心暗鬼があらゆる誹謗のもとであると彼自身も認めるとおり、耶律鑄が二十三歳の若さで燕京の実力者となり、獵官運動にも拍車がかかるなかで、彼は凶らずも火に油を注ぐかたちとなったのである。

かつて前田直典氏が指摘したように、楚材から子の鑄が継いだ中書令とは、彼ら父子や女真人の粘合重山が好んで用いた中書相公なる自称とともに、あくまで大カアンのピチクチ(必闡赤)、つまり書記官を彼らなりに漢語で表現したもので、中書といっても、それは書記局をさす呼称に過ぎず、唐宋時代の宰相府と同列には論じられない。耶律父子や粘合重山はこのうちモンゴルの華北経営を担当しており、かつて金の中都であった燕京にはそうした書記局の出先機関が太宗オゴデイの元年(1229)頃から置かれていた²⁾。むろん彼らはカラ・コルムの帝国中

枢部から見ればとるに足らぬ微官であったにせよ、旧金朝治下の漢人社会にとってはやはり絶大な権限を有する存在であった。元好問のような金朝の遺臣にとどまらず、なにがしか心に期するところのある人物が燕京にあるモンゴル政権の代理人とその権力に群がるのは、むしろ自然の趨勢であった。まして楚材から子の鑄への世代交替にあたり、その鑄が当代一流の文人元好問に祖父の神道碑の撰文を託したのは、燕京ともゆかりの深い名臣耶律履を顕彰することで、自らの地位の正当性を漢地の人々に喧伝する意図が働いたからにはほかならない。

ところが、いざ碑銘ができあがってみると、燕京の朝野ではたちまち猛烈な反発が巻き起こった。在りし日の金朝の栄光に思いを馳せながら麗筆を揮った五十四歳の好問には、この痛手がよほど堪えたらしく、心ならずも往時の国都を去るにあたり、彼が詠んだ「感事」と題する七言律詩には、

血讎 此の日 三怨に逢い
 風鑿 生平 九流を備なう
 瓢飲 巷楽に甘顔せず
 市鉗 真に楚人の憂いあり³⁾

というように、囂々たる非難に曝されるなか、事実上自分を見殺しにした耶律鑄への失望さえも隠そうとはしない。もっとも、いまだモンゴル書記局の少壯幹部に過ぎない鑄に好問の窮状を打開するだけの力量があったかといえば、それは疑わしく、鑄のはなむけの詩「元遺山の行くを送る」⁴⁾のなかで、遠からず好問と再会できると無邪気に期待しているのを見ると、鑄にはむしろ時間が経てば事態は好転するとすら考えていた節がある。

元好問と耶律鑄、この二人の関係はそれぞれの思いが通わぬまま、最後は好問から一方的に縁を絶つたたちで終止符が打たれた。そもそも好問と耶律履の一族との交流は意外に古く、その出発点は金末にまで遡る。哀宗の天興二年(1233)四月、開封陥落の混乱時にモンゴル陣營にいた耶律楚材に書簡を送り、金朝の旧臣のうち五十余名の人材を推薦してその登用を嘆願したのも⁵⁾、またわずか数箇月の燕京滞在中に、耶律履の神道碑にとどまらず、楚材の妻で鑄の生母にあたる蘇氏の追悼文や、金朝と運命を共にした楚材の二人の異母兄の墓誌銘をたて続けに書きあげたのも、そうした前提を抜きにしては考えられない。太宗十年(1238)頃には金末の貴重な記録を集めた『壬辰雜編』を成書する一方で、まもなく聊城の趙天錫と東平の嚴実という強力な支援者を相継いで失った元好問は⁶⁾、因縁浅からぬ耶律一族のつてを頼って燕京で史家としての新たな一步を踏み出そうとしたのであろう。しかし、予期せぬ結果に直面した彼は、これ以後、終生モンゴル政権に出仕しないまま、金朝の遺臣としてその歴史を後世に伝えるべく、遺聞佚事の採録に明け暮れた。筆禍は好問を新興モンゴルの「史官」の道から遠ざけ、将来の『金史』の編纂を予想した記録づくりへと再び向かわせたのである⁷⁾。

ところで、金朝の名臣耶律履の事績を縷々綴った神道碑は、なぜかくも激しい指弾を受けね

ばならなかったのだろうか。元好問がその後に撰した『中州集』にも耶律履の小伝があるのをみれば、確かに耶律鑄の観測どおり、それは碑文の内容とは関係のない一過性の災難に過ぎなかったかもしれない。だが不思議なことに、世祖クビライの中統三年(1262)、好問の遺作を集めた『遺山先生文集』を東平嚴氏の拠金で刊刻した際にも、この神道碑はどうしたわけか金朝と命運をともにした同族の耶律貞の墓誌銘ともども収載されなかった。燕京の筆禍からすでに二十年がたち、そのうえ当時は耶律鑄が左丞相の地位にいたことを考えると、いかなる障りがあったに選に洩れたのか、そこにはモンゴルに帰順せず金朝に殉じた履の二人の息子、辨才と善才の墓誌銘が逆に採録されているだけに、疑問はいつそう募るばかりである。この二つの銘文は最後はともに順帝の至元二年(1336)に政府が刊刻した『国朝文類』に著録されたものの、『文集』の編纂から数えても七十年の歳月を要した事実はやはり無視できない⁸⁾。

そこで以下には、元好問が描く耶律履とその子孫の軌跡を追いながら、それぞれの人物像に改めて迫るとともに、当該の碑銘がどうして上記のような数奇な運命を辿らざるを得なかったのか、モンゴル政権下を生きた金朝の旧臣の動向にも着目しながら検証する。とくに元好問と耶律履の一族との関わりについては、これまでも藤枝晃氏の優れた業績があるほか、杉山正明氏も耶律楚材の評伝のなかで若干触れてはいるが⁹⁾、耶律履に対する評価や金朝の滅亡にあたり彼の子孫たちがとった行動をめぐっては、いまなお再考を要する部分は少なくない。金元時代を通じて活躍した耶律履の一族を介して、彼らのような契丹人官僚がこの時期の中国社会に果たした役割を些かなりとも明らかにしてゆきたい。

2. 名臣耶律履の人物像 —金朝最盛期の契丹人官僚—

元好問が神道碑を書いた耶律履とは、いかなる人物であったのだろうか。ここでは「故金尚書右丞耶律公神道碑」¹⁰⁾と題する文章に即してその人物像を探っていくが、この碑銘は、ドレゲネ皇后の二年(1243)八月、この年に父楚材の後を追うように他界した母の蘇氏のために鑄が捧げる祭文を代筆したのち、やや遅れて撰述を依頼されたものらしい¹¹⁾。

癸卯(1243)の秋八月、中令君の使い、好問に謂いて曰く、先公の神道碑は、泰和の末に先夫人が禁中に教授するや、章宗、魏搏霄の撰するところの墓銘を以ていまだ尽くさざると為し、喬軫運字をしてこれを為らしめんと欲すれども及ばざるなり。今、子に属筆したれば、幸くばこれを論次して、以て百世の下に俟たん、と。

好問の語るところによれば、金の泰和年間(1201-1208)の終わり頃、耶律履の未亡人が天子の御前で彼の功業を講義したとき、かつて魏搏霄¹²⁾に撰文させた墓誌銘では不満が残ると考えた章宗が喬宇に神道碑を書かせようとして果たせなかったので、ここにきて中令君つまり耶律鑄が改めてその撰文を依頼してきたという。このうち喬宇なる人物は典故儀礼や臣僚の奏議の編纂を幾度か手がけた実績を買われて撰文者に起用されたらしく、泰和八年(1208)には礼

部侍郎の地位にあったことが確認できるが¹³⁾、結局は墓の内部に埋める墓誌銘だけで、墓前の参道に立てる神道碑ができなかったのは、この年に章宗が崩御したこととも無縁ではあるまい。いずれにせよ、好問は魏搏霄の墓誌銘とおそらく先夫人が残した覚え書きをもとに才筆を揮ったわけで、そこにはもとの文章をそのまま残した部分と彼が新たに付け加えた文章とが混在していると見なくてはならない。

耶律履もしくは移刺履、あざなは履道は、太宗の天会九年(1131)に生まれ、章宗の明昌二年(1191)に六十一歳で没したが、その人となりについて、好問は碑銘の書き出しからかなり熱のこもった筆致でこう綴る。世宗が治めた大定年間(1161-1189)を通じて、通儒・良史・名卿材大夫として今もお最も評判の高い人物といえ、文献公の諡をもつ耶律履をおいて他にはいない。現に自身が史館にいた際にも先輩の史官たちが口を揃えて賛辞を送るのはやはり履その人であり¹⁴⁾、その並々ならぬ活躍が世宗の附託によく応えるものであった、と。いくら故人の事蹟を顕彰するために美辞麗句を並べるのが碑銘の習いとはいえ、好問の手放しの絶賛ぶりは些か尋常ではない。その一方で彼は、すでに伝説化したこの名臣が、大定二十六年(1186)頃に薊州刺史より翰林待制・同修国史として召還されるまでの二十余年、浩瀚な書物のなかで陽の目を見ないままくすぶり続け、ようやく要職に起用された時には病いと老衰のため、ほとんど志を果たせないまま死去したとも断言する。そして、古来「資考に困しみ、銓選に限られ」る年功序列のしくみが多くの人材を無為のまま埋もれさせるのがつねの官僚組織のなかで、この逸材の拔擢が遅きに失して金朝の安泰にも寄与できなかったのは、金代随一の名君世宗のためにも惜しまれてならないというのである。もはや金朝は存在しないのだから、いまさら誰憚る必要はないかもしれないが、元好問のやや激した筆遣いは、金代きっての名臣とされる耶律履がほとんど本来の力量を発揮しないままに生涯を閉じたと明言するばかりか、世宗にも履をいち早く見いだせなかった責任の一端があると臭わせる。

碑文は不遇の名臣に対する好問の思いを縷々述べたあと、耶律履が遼の太祖の長子東丹王倍の七世の子孫であること、そして東丹王の子の婁国から履の父徳元に至る耶律家の系譜に触れ、徳元が族弟で彼の実父聿魯の死後、履を養子にした事情を記す。このくだりは、子の楚材の神道碑や孫の鑄の墓誌銘にもほぼ同じ表現があることからみて¹⁵⁾、この頃、士大夫の間で盛行した「千秋録」¹⁶⁾と同じく、耶律一族にも祖先の事蹟を記した家譜があり、撰文者がそのつど敷き写したものと考えられる。先夫人が章宗の前で教授した履の功業とは、おそらくその種の記録にほかなるまい。もっとも、依頼者の鑄としては祖父の履が遼室の末裔であるという素性の良さを強調できればよく、たとえ東丹王の子孫であっても、婁国以降は一貫して傍系であった事実はこの際問題とはならない¹⁷⁾。

わずか五歳にして夏の夜空を眺めつつ蘇舜欽の「暑中閑詠」¹⁸⁾を口ずさむ非凡ぶりを示した履は、長じては経書や諸子百家の典籍、なかでも『易経』と『太玄経』¹⁹⁾に精通し、吉凶禍福

の占いや医術・薬学だけでなく、天文暦算にも該博な知識を有した。事実、大定十五年(1175)に彼が「重修大明暦」²⁰⁾の誤りを補正して新たに作成した「乙未元暦」は、神道碑に記すとおりの精密さを誇るものだったらしく、元末の蘇天爵も郭守敬の「授時暦」に先行する最も優れた暦書であったと断ずる専門家の意見を引用している。

太史の斉公履謙嘗て言わく、金の大定中、翰林応奉耶律履、庚午元暦を撰し、最も精密と為す。国家の授時暦を修めし時、前代の暦書を推算するや、惟れ庚午暦及び唐の宣明暦の^{たが}み差わざりき、と。²¹⁾

「庚午元暦」は子の楚材がチングスのホラズム遠征に際して撰修したものなのに、斉履謙がどうして「乙未元暦」と称しているかといえ、それは「庚午元暦」が「乙未元暦」にわずかの修正を施したものに過ぎない事情を知っていたからにほかならない²²⁾。実学に優れた耶律履の才能が遺憾なく発揮された成果として銘記しておくべきであろう。

耶律履の学問とその特徴を述べる好問は、彼が「蘇軾の人物を尊敬し、俗間の講談が、蘇軾について話柄を捏造するのを、排斥したという逸話を」碑銘の後段で紹介する²³⁾。このことは、好問と同じく、金代に興隆した「蘇学」の伝統に履もまた繋がることを物語る。履の別集としてその名を知られる『文献公集』15巻²⁴⁾はその証しであり、東丹王の血筋にふさわしく絵画の技能にも優れ²⁵⁾、契丹字にも堪能な彼は、まさしく複合国家の金朝を象徴する知識人であった。しかし、この才人はなぜか科擧の関門を通らなかった。

嘗て郷賦を以て一たび有司に試みらるるも、露索、体を失うを見て、即ちに衣を払いて去る。というのが表向きの理由ながら、実際は昇進に有利な任子の恩恵に浴したのである。彼が初任された内班供奉とは、三品から五品の高官の子弟に優先的に与えられるポストであって、金朝に帰順して従三品の興平軍節度使にまで昇りつめた養父徳元の威光を借り、ひとまずは幸先の良い門出を迎えたともみてよい²⁶⁾。

継いで、国史院の契丹書写に任用された耶律履は、以後、得意の契丹小字を生かして史料の整理に携わるかたわら²⁷⁾、中国の典籍を契丹字や女真字に翻訳する作業に積極的に関わってゆく。碑銘は黙して何も語らないけれども、国史院の書写という流外職は、かの海陵王(在位1149-1161)が初めて設けたもので、履自身もそれに合わせるかたちで就任したと見られる²⁸⁾。ちなみに好問は『中州集』のなかで、国史院の構成とその職掌を簡潔にまとめており、この点で有用な史料を提供してくれる。

旧例、史院には監修あり、宰相これを為す。同修は翰長より直学士に至るまでこれを兼ね、編修官は纂述の事を専らにす。従事の若きは、則ち職名これを書写と謂う。^{ただ}特に抄書の小史のみ。凡そ編修官、日録を得ればこれを分授し、纂述既に定まらば、藁を以て従事に授け、従事、潔本を録して翰長に呈す。(『中州集』巻10、李講義汾)

彼の長い史館暮らしはここに始まるが、海陵王が中都を建設した燕京と耶律履の一門との縁も

実はこのときに遡る。ことが海陵朝の話題に触れるとき、世宗と耶律履とのやりとりできまってしまう。何がしかの緊張感が漂うのも、こうした事情と無縁とは思われない。好問が碑文のなかで披瀝するように、忠言の士とされる劉仲誨や張汝霖について、彼らが諫争するところなどは幼い時からついぞ見たことがないと断言したり²⁹⁾、後年、『海陵実録』の書き方をめぐって、世宗が修国史の張景仁の非を鳴らしたとき、履がこれを庇った話などはその端的な例である³⁰⁾。

何にせよ、大定五年(1165)頃、『唐史』の翻訳事業の功績を認められた履は、晴れて正八品の編修官³¹⁾となり、女真貴族の子弟教育、というよりその材料作りにも携わるようになった³²⁾。金代、契丹小字を操る能力がとりわけ重視されたのは、それが漢字や漢語の同化力に抗い、女真語の音写にも対応できる厳格な表記法を有していたからにはほかならない³³⁾。さきの逸話のなかで、耶律履が語った「臣は小字を以て史掾と為り、景仁は漢文を以て史官と為らば、予奪の際、意は多く相い叶わず」という言葉は、金朝の公式記録が少なくとも契丹小字と漢字の二本立てで書かれていた格好の証拠というだけではなく、契丹文字に造詣の深い履は、まさにそれ故に女真国家と中国文化を結ぶ実務部門でいわば触媒の役割を担わされていたのである。

大定十五年(1175)、それまでの下積み時代とは打って変わり、応奉翰林文字として文字どおり天子の秘書官の列に加わった耶律履は、かの「乙未元暦」の作成に持てる能力を傾注したのち、同十九年(1179)には翰林修撰へと昇進した。衍慶宮を飾る功臣像の製作が期限に遅れた責任を問われていちどは降格されたものの³⁴⁾、同二十一年(1181)には、翰林修撰に返り咲き、まもなく礼部員外郎に転じた。才能に溢れながら、とかく契丹字と関わる実務の最前線にのみ活動の場を限定されてきた憾みのある履に転機が訪れたのはこの頃からである。当時はまだ金源郡王であった章宗に経書を進講したのもその一つで、このことは後に彼が章宗の擁立に与る機縁となった³⁵⁾。好問はここで、耶律履が金源郡王に対して、『左伝』よりも『書経』や『孟子』こそ古えの聖賢の教えを伝える書物として読むように勧め、王に「真の学者の発言である」と感嘆させた話を折りこみ、同二十六年(1186)に従五品の礼部郎中として、同修国史と翰林修撰を兼任すると、すかさず司馬光の『古文孝経指解』³⁶⁾を世宗に進呈して帝王学の参考に供するよう説いた一件を書きとめる。この前年に早逝した章宗の父で皇太子の允恭が漢人官僚とばかりつき合い、女真語もほとんど解さなかったと言われるだけに³⁷⁾、この逸話には興趣の尽きないものがある。というのも、彼ら帝室自体がもはや女真字や契丹字の助けを借りなくても、必要な典籍を漢字や漢語で直接堪能できる段階にきていたからである。好問が崇敬してやまない密国公の完顔璘もこの点では同様で、「通鑑の学」に精通した彼は、女真人でありながら、全く漢化した一流の文人にほかならない³⁸⁾。世宗の作興運動にも拘わらず、女真文化は明らかに形骸化し、金朝の支配層は着実に北宋に系譜を持つ中国文化のなかに取りこまれつつあったのである³⁹⁾。

他方、ようやく高官の末席に列なりながら、病魔に冒された耶律履は薊州刺史としてしば

しの療養生活に入った。しかし、大定二十七年(1187)、世宗は履をなかば強引に召還すると、翰林待制・同修国史の任に就け⁴⁰⁾、翌年には礼部侍郎兼翰林直学士に拔擢した。そして、まもなく世宗が危篤に陥るとともに、履は勢い「太師淄王定冊の功」に与り、徒単克寧らとともに章宗の擁立に一役買うことになった⁴¹⁾。大定二十九年(1189)、章宗が即位すると、三月に履は直学士と同修国史を兼任したまま礼部尚書に格上げされ、進士及第を賜わった。それが特に大定三年(1163)に孟宗献が首席で合格した時のものとされたのは⁴²⁾、歴史編纂の責任者として、他の文人官僚に比べても遜色のないよう配慮した結果に相違ない。異例づくめの昇進はその後も続き、七月には参知政事として執政官の列に加えられ、久しく念願してきた『遼史』の編纂を任されたのみか⁴³⁾、明昌元年(1190)には宰相に次ぐ尚書右丞に陞った。

ちょうどこの頃、金朝の文運は風流天子の章宗を中核として絶頂に達し、党懐英や趙秉文らの文人官僚が文壇で活躍する一方で、明昌二年(1191)四月に契丹字が公用語から実質的に外され、十二月にはその行用自体が禁止されるなど、契丹文字とこれを操る人々の立場は一挙に暗転していった。心身ともに憔悴していたにも拘わらず、耶律履が異例の出世を遂げたそのとき、彼ら契丹人官僚に独自の能力はすでにその価値を失っていたのである。漢字や漢語が最も身近な言葉と化した多くの女真人には、契丹文字をあえて用いる必要などなくなったためにほかならない⁴⁴⁾。こうなれば、その特権を失った契丹人もまた漢化するほかに道はない。齢六十で第三子の楚材が生まれたとき、『左伝』襄公二十六年の「楚に材ありと雖も、晋、実これを用う」とある一節にちなんで名が付けられたという挿話は、この意味であながち作り話とは言い切れない⁴⁵⁾。履自身が中国流の文人官僚として初めて高い評価を得たように、彼は一族としての将来を考えるべき岐路に立たされていたのである。明昌二年六月、契丹人を取りまく情勢が激変するなか、履はこの世を去った⁴⁶⁾。葬儀は中都の南郊で章宗も臨席して盛大に営まれ、九月には国家の全面的な支援のもとに義州弘政県東南郷にある祖宗墳墓の地に埋葬されたという。

以上のように、元好問の撰述した神道碑に見る限り、耶律履は該博な学識を有する文人官僚として、また得意の契丹文字と天文暦算の知識を生かして国史院の職務になかば生涯を捧げた人物であった。他面、契丹字や女真字を駆使した編纂事業に従事しながら、皇帝にも幾度か適切な提言をして認められ、最後は章宗の擁立にも与ったというほかは、遼室の末裔というだけで、特段の功績があったわけでもない。むしろ晩年には高位高官に陞ると引き換えに、それまでの実績を支えてきた契丹文字が価値を大きく減じたのも事実である。とくに彼が執政の地位を得て初めて着手できた『遼史』の編纂にしても、章宗の泰和年間(1201-1208)に陳大任がようやく成書させた事情を考慮に入ると⁴⁷⁾、碑銘の最初で好問が指摘するとおり、起用が遅きに失したが故にその才能を十分生かすことなく終わった不遇の逸材と言うのがせめてもの表現であろう。

それでも、好問がこの人物を金朝でも有数の名臣と位置づけるのは、少々逆説的な言い方ながら、まさしく将来の『遼史』の編纂を期して、史館の下積みを長年続けながら史料整理に明け暮れたその姿だったと判断される。確かに、耶律履は『遼史』の完成を見ずに他界したが、その昔、張景仁から『遼史』を秘匿していると弾劾された話は⁴⁸⁾、彼が遼代の「正史」をまとめるために着々と準備を進めていたそのさまを窺わせる。好問は明言を避けるにせよ、現に耶律楚材の家に遼の耶律儼が編纂した『皇朝実録』が所蔵されていたと伝えられるのは⁴⁹⁾、彼が父の履から引き継いだいわば遺産にほかならず、実は好問自身も鑄のもとでその閲覧を期待していた蓋然性は高い。つまり、修史への努力を最後まで続けた耶律履の軌跡は、金朝の記録を残すことに執念を燃やす元好問の生き方そのものであり、さらには彼の畏敬する金代の文人王若虚の在りし日とすら重ねあわされる。というのも、この碑銘が書かれた年の四月に世を去った王若虚は、好問の史館時代の先輩であり、優れた文才にも拘わらず、翰林に十五年間を下積みに過ごした経歴の持ち主だったからである⁵⁰⁾。そして、君主の知遇に恵まれず、晩年に至るまで活躍の場なかったこの逸材に対する思い入れがふと中庸を失ったとき、好問は燕京の筆禍を招いた。直接には碑銘の撰述に託した好問の情熱が耶律鑄に対する過度の迎合と勘ぐられただけにせよ、金の旧都燕京で彼が夢見た修史事業は、予期せぬ指弾を前に挫折を余儀なくされたのである。

3. 耶律辨才と耶律善才 — 金元交替と耶律履の一族 —

耶律履の逝去と前後して、金朝で契丹人が占める役割が大きく変わり、さらには金が滅び、モンゴル政権が新たに登場するなかで、残された彼の子孫たちはどのような生き方を選んでいったのか。ここでは長子の辨才と次子の善才を軸に耶律履の一族の動向を見てゆきたい。最初でも触れたように、耶律辨才と耶律善才については、やはり元好問が墓誌銘を撰述しており、父の履の神道碑と同じ年に書かれた当該の文章がこの兄弟に関する唯一の史料ともなっている⁵¹⁾。好問によれば、二つの墓誌は辨才の子鑄と善才の子鈞からそれぞれ依頼されたもので、ながくかりもがり権殯されていた二人の遺骸は癸卯の年(1243)九月に父の履と同じく義州弘政県東南郷にある祖先伝来の墓所にその碑刻とともに埋葬された。ただし、善才の方は「某年月日」とあるだけで、正確な日時を明らかにしないが、おそらく履の墓の参道に神道碑を立てるのと時を同じくして、辨才ともども葬られたのであろう。同年五月には善才の遺児鈞を猶子にしていた楚材が朝廷内部の権力闘争がもとで憤死したと伝えられるばかりか⁵²⁾、二つの墓誌がともに「今の中書令楚才」という表現を公然と用いているだけに、この辺りの事情は注意を要する。現に耶律鑄が中書令を嗣領している事実からみて、鑄は楚材の社会的立場を概ね継承したと考えると大過ないとしても、耶律一門としては何らかの意味で同族の結束を固める必要に迫られていたに違いない。いずれにせよ、辨才の息子鑄は「弱冠にして老成の風あり、嘗て予れに従いて学ぶ

を以て来たりて銘を請う」たとあり、善才の墓誌にしても、「好問、公に一日の雅みあるを以て、百拜して銘を請」われたと断るように、さほど面識のなかった楚材父子とは違い、辨才と善才の一族とは金末から何かと縁があり撰文したむね、好問は付け加えている。

さて、耶律履の長子辨才は大定十一年(1171)の生まれ、また次子の善才は翌十二年(1172)生まれのまさしく年子であり、末子の楚材(楚才)とは二十歳近い隔たりがある。辨才と善才の実母は定かではないが、ともに履が四十一歳から四十二歳のときの子である点を考えると、彼の二番目の妻郭氏の可能性が高い⁵³⁾。つまり彼らは契丹貴族と漢人有力者との間にできた男子として成長したのである。ちなみに善才の諱は思忠、あざなは天祐ながら、小字の善才の方が通用していたというから、辨才も楚才もこれと同巧の名と了解される。その辨才が「年十八にして、門資を以て護衛に試みら」れたのは、父の履が参知政事に任官した大定二十九年(1189)にあたり、弟の善才もおそらく明昌二年(1191)には「弱冠にして宰相の子を以て引見し、東上閣門祇候に補せら」れた。門資とは、三品から五品の文武の高官の子孫に認められた任子資格のことで、いきなり天子側近の護衛や閣門諸職、あるいは尚書六部の令史に任ずるのが慣例とされ⁵⁴⁾、「宰相の子」もしくは「宰執の子」と称する場合はさらに大きな恩典が約束されていた⁵⁵⁾。辨才と善才の兄弟は成人を迎える頃に、まさに宰執に昇任したばかりの父親の恩蔭によって官途に就くことができたのである。

しかし、恩蔭出身者にふさわしく、同じ武官系統でありながら、皇帝側近のエリートコースを着実を進んでいった善才とは異なり、辨才は天子の宿衛を構成する護衛として将来を約束されていたながら、いきなり裁判沙汰を起こして免職されてしまう⁵⁶⁾。弟に大きく遅れを取った彼は南宋が金を侵犯した開禧用兵(1207-1206)の際の軍功が認められ、三十代の後半でようやく武職の下級地方官に幾つかありついたものの、そこで出くわしたのがモンゴルの侵入であった。貞祐二年(1214)、居庸関から数万の抑留民を連れて中都に逃げ帰るといふ奇功を挙げた辨才は、保州の副知事にあたる順天軍節度副使に任用され、一気に従五品の高位高官に駆け上がったのもつかの間、宣宗が開封に遷ると、辨才と善才はこれに扈從して末弟楚材の母や妻子もろとも一族を挙げて中都燕京を離れた。ただ一人残留した楚材のみならず、この別れが耶律履の子孫たちに大きな転機をもたらすとは、このとき彼ら自身も気づかなかつたに相違ない⁵⁷⁾。

哀宗の天興元年(1232)、貞祐の南渡から十八年を経た開封では、荊襄地方にモンゴル軍が現わるとの知らせを受けて、正月早々から黄河を決壊させて国都の守りを固めるなど、戒嚴体制が布かれていた⁵⁸⁾。すでに齢六十を迎えていた善才は、河道の保安全管理にあたる都水監としてこの危険な任務を無事遂行したのみか⁵⁹⁾、国都開封の防衛を実質的に担う鎮撫軍民都弾圧にも任じていた。これに対し、兄の辨才は一時は中京兵馬副都指揮使として洛陽を守る重職にあつたにも拘わらず、父親譲りの齒に衣に着せぬ言動が災いして、いまや武廟署令という閑職に追いやられていた⁶⁰⁾。

こうしたなか、鈞州の三鋒山で金軍の主力が壊滅し、金朝の滅亡が目前に迫ったそのとき⁶¹⁾、いまやモンゴル陣営に身をおく楚材の働きかけで、異母兄の辨才と善才の身柄引渡しを求める要請が開封の金朝政府に寄せられた。辨才の墓誌銘はその経緯をこう記す。

壬辰正月、公の季弟、今の中書令楚才、命を奉じて公の昆季を理索して北帰せんとす。二月朔、隆徳殿に論旨するや、公、涕泣して汴京に留まり死なんことを請う。哀宗、和議の成るべきを幸い、金幣を賜わりて固くこれを遣わす。

国家と命運をともしたいと哀願する辨才に対して、哀宗は彼を和議の使者として有無を言わず送り出したというのである。ここで興味深いのは、これと全く同じやりとりが弟の善才の墓誌銘にも見えることである。両者の違いといえば、「竟に某月十有七日を以て、自ら内東城濠中の水に投じて歿す」とあるように、善才が投身自殺を遂げ、みなに先駆けて国難に殉じたことに尽きる。それはモンゴルの書記官としてもはや敵方となった楚材に対する感情の問題というよりも、国都の防衛に責任を持つ善才の立場からみれば、末弟も介在する和議の交渉を理由に開封を脱出するのは、明らかに道理に外れていたからである。しかも、二つの墓誌銘の口吻からも分かるとおり、辨才と善才は哀宗と個別に謁見したのではなく、実際には同じ場面の事柄をさも別の話のように表現しているだけである。金朝の高官として自由のきかない善才に代わり、たまたま閑職にいて目だたぬ存在の辨才が、耶律家の存続を賭けて一家・眷属を引き連れて包圍直前の国都開封を離れたという方がよほど真相に近いのではなからうか。だからこそ、辨才に自らの子孫を託した善才がその後もおめおめと生きていられようはずはなく、結局は一族の捨て石となり自殺する道を選んだのである。「そふ欄は金源に死して節を全うす」⁶²⁾とは、あくまで道学に影響された後世の評価でしかない。最後まで国家に忠節を尽くすか否かの岐路に立たされたとき、耶律履の一族が結果的に金朝を見限ったのは事実だったからである⁶³⁾。

モンゴル軍が開封を包圍する寸前に辛くも窮地を脱した辨才らの一行は、まもなく二手に分かれて新たな生活を始めた。むろんそれは決して平坦なものではなく、ともすれば一家離散の危険すら孕むものであったことは、この頃楚材が善才の孫を励まそうとして送ったと思しき「房孫の重奴を送るうた」と題する七言絶句にもはっきりと窺われる⁶⁴⁾。

汝も亦た東丹十世の孫

家亡び国破れ 一身存す

而今正しく好しかと仁義を行い

軽薄を学びて 我が門を辱むるなかれ

辨才は妻の靖氏をともない真定の史天沢に身を寄せ、金が滅びて三年後の太宗九年(1237)に病を得て亡くなった。残されたのは子の鏞のみで、彼が癸卯の年(1243)に好問との旧縁を頼って墓誌の撰文を依頼してきたとき、誌公奴と謝公奴という二人の幼子がいたこと以外は、その後の消息は杳として分からない⁶⁵⁾。

他方、善才の遺児の鈞はまもなく楚材の猶子となり、係累を連れて河朔方面を転々としたあと、嚴実の招聘で東平に居を構えることになった⁶⁶⁾。これには、祖父履の声望に加え、生前は「義理の学」を学び、公正無私の実務官僚として知られた父善才の評判も大きく与っていたに違いない⁶⁷⁾。周知のように、東平の嚴実は貞祐の南遷後に無政府状態に陥った河朔の地をそれぞれの実力で支配し、モンゴルからもその存在を認められていた漢人軍閥の一人で、伝統的な文化に対する理解が深かったため、金朝の旧臣をはじめ多くの知識人がここに流寓した⁶⁸⁾。後に開かれた東平府学では、金朝の学問を継承して辞賦の学が講じられ、科挙に備えたことから、元朝の官僚にも多くの人材を輩出した。もっとも、墓誌にその名が見える鈞の三人の子、寧寿・昌寿・徳寿はいざ知らず、丙午の年(1246)に東平で生まれた鈞の子有尚には、こうした学風はどうにも飽き足らなかつたらしく、やはり東平に寄寓していた姚枢や許衡の感化をうけて、辞賦の学とは対極にある道学の大家として後に名を馳せることになる⁶⁹⁾。

耶律鈞はクビライ政権の成立直後に東平工匠の長官を務めたのが分かるのみで、その後は悠々自適の隠居生活を楽しみながら、成宗テムルの大徳八年(1208)に九十歳でその天寿を全うした。金末に尚書省の訳史を務めた彼の経歴からみて⁷⁰⁾、契丹字や女真字にも堪能だったと思われる反面で、耶律一族の家訓なるものを作り、有尚と兄たちに平素からこれを守らせたという。

莊慎公(鈞)、嘗て昆季と共に伝家誓訓を作り、以て子孫に教う。大概に以謂えらく、東丹王より以来、中国に生長し、素より華風を習う。父子夫婦の綱常は嚴正にして、累世変わらざれば、当に近世の習俗に效いて彝倫を瀆乱すべからず、と。公、遺訓を佩服すること惟れ謹み、家を治むること嚴肅にして、身を以てこれに先んずれば、諸子卓然として立つるあり。⁷¹⁾

この「伝家誓訓」が強調するのは、遼の東丹王以来、この家系が中国に活動の舞台を移し、「華風」つまり中国流の文化や学問を家業としてきたという自負であり、そこで重視されるのは、契丹人としての誇りよりも、完全に漢化した文人の姿にほかならない。このことは、上記の碑銘が別の箇所、「東丹王、太祖の元子を以て位を譲りて居らず、唐に帰して、姓名を賜いて李贊華と曰う。子孫、世よ華学を事とし、衣冠日に盛んなり」と言い換えているとおり、遼室の直系たる東丹王は、耶律家の人々と中国文化を結びつける原点というだけではなく、彼らの家系が未長く存続するためにも欠かせない象徴だったのである。とすれば、楚材が詩作のなかで好んで東丹王の血統に言及するのも、あながち理由のないことなどではなく、まして単なる自己顕示として片づけるわけにはゆかない⁷²⁾。些か稚拙な手法とはいえ、楚材は彼なりに東丹王の系譜を一族の者たちに喚起し続けることで、彼らの結束を維持しようと努力していたからである。

耶律履の一族が契丹貴族の名門ではあっても、あくまで中国文化の担い手として自らを位置

づけるとき、契丹語や契丹字を使いこなせる技能は、彼らにとって勢い必須のものではなくなった。金朝の政策転換や履の早逝のために、最初から契丹文字とは無縁に育った楚材父子はもとより⁷³⁾、あえて家訓を残した鈞の事例が物語るように、そこに浮かび上がるのは他の金朝の官僚と変わらぬ心象風景である。耶律鑄が子の希亮に辞賦の学を授けようとして躍起になったという次の挿話は、契丹国家や女真国家の伝統ではなく、金朝が正統を継いだ中華の伝統に対する彼らの帰属意識を明確に示していた。

歳甲寅(1254)春、(中略)文忠王奏して曰く、臣の先世は皆な儒書を読むも、儒生は俱に中土に在り。願わくば、諸子を攜えて、燕に至りて業を受けしめん、と。憲宗、これに従い、乃ち公に命じて北平の趙衍昌齡に師事せしむ。時に公は方に九歳なれど、いまだ浹旬ならずして、已に能く詩を賦せり。⁷⁴⁾

こうした状況に鑑みると、もともと兄弟のいない鈞が「伝家誓訓」を一緒に作った昆季とは、従弟の鑄の外にはありえず、鈞が楚材の猶子であった点とも平仄が合う。いちどは燕京と開封とに別れ別れになった耶律家の人々は、金朝の滅亡後、敵氏の東平幕府を介して再びめぐりあい、ここに同じ東丹王の系譜を引く一族としてその結びつきを確認しあったのである。金朝の遺臣で東平とも縁の深い元好問が燕京に出て、彼ら耶律履の一族のために碑銘をまとめて撰文した癸卯の年(1243)とは、そうした邂逅が果たされたときであり、その契機を与えたのは、中書令ことモンゴル政権の書記官たる楚材の死去であった。

4. 結びにかえて - 晩年の元好問と耶律家の後継者たち -

遼金時代を通して有数の名門を形成してきた耶律履の一族は、モンゴルの華北経営が本格化するにつれ、契丹貴族に独自の言語や文化よりも、中華の伝統に根ざした儒者官僚としての生き方をはっきりと選択した。そうした姿勢は、遼朝の衣鉢を継ぐ金朝こそが中華の正統の保持者であり、モンゴルが次代の継承者であるべきだと考える元好問の立場とまさに同調しあうものであったから、履の孫たちから父祖の碑銘を依頼されたとき、好問は迷わず撰文を引き受けた。

予期せぬ筆禍のために、やむなく「野史」の編述に戻った好問は、長年構想を温めてきた『中州集』10巻を六十歳のときに完成させ、「詩を以て史を存す」の形式を用いて金朝の足跡を明らかにするとともに⁷⁵⁾、憲宗二年(1252)には、張徳輝の導きで開平のクビライに謁見し、史館の開設を認められたばかりか、『金史』編纂のために銀二千錠が用意された。好問の企図はいにく挫折したものの、クビライの中統二年(1261)、王鶚が好問の遺志を継ぎ、再び修史事業に着手するにあたり、順天の軍閥張柔が永く保管していた金代歴朝の『実録』が政府に献呈された。古松崇志氏は、同年に成書した『大定政要』がこのとき上呈された『実録』を材料に用いた事実に加え、至元二年(1265)に王鶚・徐世隆・王磐が編んだ『大定治績』が『世宗

実録』から一百八十件余りの事蹟を抄録してできた経緯に触れ、これらの編纂事業が燕京の漢人官僚の政治的意図にもとづくものであり、名君世宗の歴史評価もこれを機に定着したと指摘する⁷⁶⁾。彼らは金朝の系譜を引く人々であり、その多くは東平の敵氏とも密接な繋がりがあった。実際、元好問の別集『遺山先生文集』は、前年の五月に東平軍閥の敵忠済が強制的に隠居させられたあと、弟の忠傑が資金を拠出して中統三年(1262)七月に出版されており⁷⁷⁾、敵氏の権威が動揺するなかで、東平を中心とする辞賦の学を改めて宣揚する意味を持っていた。この点では、世宗の名声を損なうどころか、辞賦の学が規範と仰ぐ蘇軾の人となりを顕彰すらしている耶律履の神道碑がなぜこの別集に収められなかったか、この疑問に答えるのはやはり容易ではない。好問がなかば伝説化させた名臣履の事蹟については、文集の撰者たちがなぜこの時点でも神経を使う必要があったのか。いちどはクビライの認可を得た修史事業が好問には旧知の人物の妨害で頓挫した事情ともあわせて、今後も検討を要するところである⁷⁸⁾。

これに比べて、別集が採録をやめた原因が明瞭なのが、耶律履の一族の耶律貞のために撰述した墓誌銘である。

泰和中(1201-1208)、詔して遼史を修めしむ。書成るも、尋いで南遷の変あり。簡冊散失して、世よ復た見ず。今人、遼事を語るも、起滅すること凡そ幾主なるかを知らず、下者は論ぜざるに至る。(中略)正大(1224-1231)の初め、予れ史院の編修官たりしとき、當時の九朝実録已に具わり、正書は秘閣に蔵せられ、副は史院に在れど、壬辰喋血の後、又た復び遼書と等しきは、惜しまざるべけんや。⁷⁹⁾

開封の陥落から程なく、好問が貞の墓誌銘に託した修史に賭ける決意とは別に、ここで彼が語る言葉がその後の実情と合わなくなったのである。それは第一に、「九朝実録」と総称される金の『実録』が開封陥落時に漢人軍閥の張柔によって無事接收され、その事情が墓誌の撰文後に明るみになったのみならず⁸⁰⁾、遼の『皇朝実録』も楚材が収蔵していると判明したからである。王鶚の修史事業が本格化し、『遼史』や『金史』の根本史料が集まるにつれ、いわば現実的な配慮から別集への収載が見合わされたわけで、それ以外の理由はとりたてて考えにくい⁸¹⁾。

史館開設の夢が破れた元好問は、真定の「野史亭」で再び史料集めに没頭する日々に戻り、憲宗七年(1257)に六十八年の生涯を閉じた⁸²⁾。かたやクビライ政権の成立に寄与した功績を認められ、中統二年(1261)六月に左丞相に就任した耶律鑄は、その年の九月に父楚材の亡骸を十八年の権殯を経てようやく埋葬した。その墓所は義州弘政県にある祖先伝来の地ではなく、祖父の頃から住み馴れた燕京北郊の「玉泉の東、みなみ甕山の陽」であり、後に鑄もその子の希亮もここに葬られることになる⁸³⁾。その意図はともあれ、近年発見された鑄の墓誌銘によれば、彼は至元二十年(1283)に失脚するまでモンゴル有力者と複雑な姻戚関係を築きあげるとともに、その子女たちも官界でもまずまずの成功を収めた。なかでも第四子の希亮は、至元十四年(1277)には文散官で正三品をさす嘉議大夫を授けられ、官職も吏部尚書に陞ると、足かけ

二十余年の隠退生活を経て、武宗朝の修史事業に活躍したのち、泰定四年(1327)に八十一歳で死去した⁸⁴⁾。

他方、耶律鈞の子で希亮より一歳年長の有尚は、東平の出身ながら、父祖以来親しんできた辞賦の学には馴染まず、道学派の領袖許衡の高弟として、至元二十年以降は実質的に国子監を主宰した。性理の学に通じた有尚のもとで、モンゴルの元朝では「儒風これが為^{はじ}に丕めて振う」状況を呈し、武宗も彼を「儒学の旧臣」と呼んで憚らなかったという。金朝が滅びてから儒者官僚としての姿勢を明確にした耶律家は、この有尚を得て所期の目標を達成したのみならず、金朝伝統の辞賦の学ではなく、朱子学を国家の正統な学問として定着させるのに多大の貢献をした。仁宗の延祐七年(1320)に八十五歳の長命で世を去った有尚は、父の鈞と同じ故郷東平の須城県登賢郷執政里に葬られた⁸⁵⁾。東丹王以来の義州弘政県ではなく、燕京と東平とに分かれた二つの墓所は、耶律履の一族が元好問を通じて語らせた東丹王から履に至る父祖たちの遺産とは別に、新たな段階に踏み出した彼ら生き方を象徴していた。クビライ時代の事蹟を祖述した希亮⁸⁶⁾、金朝の学問とは訣別して元朝の儒学振興に新風を起こした有尚の姿は、このことを端的に物語るものにほかならない。

註

- (1) 元好問『遺山先生文集』巻39、答中書令成仲書。この書簡によれば、耶律鏐は張伯寧と張子敬の二人を相継いで使者に立て、好問の復帰を促した。張伯寧は『秋澗先生大全文集』巻38、御史箴後記などに、「燕山の義士」としてその名が見え、張子敬についても、同書巻47に収める王公行状に「宣撫張子敬」とあるほか、書画や『經史字源』（『千頃堂書目』巻3、小学類）の著作でも知られる文人として、燕京でも相応の評価を得た人物であったらしい。鏐が好問にかけた期待の大きさが窺える。
- (2) 前田直典「元朝行省の成立過程」（『元朝史の研究』東京大学出版会、1973年）153-156頁。杉山正明『モンゴル帝国の興亡(上)』（講談社、1996年）68-71頁。
- (3) 『遺山先生文集』巻9、七言律詩、感事。三怨とは、『列子』説符の、人有三怨、子知之乎。(中略)爵高者人妬之、官大者主惡之、禄厚者怨逮之。とあるものであり、市鉗とは、『漢書』楚王元佐伝に記す、穆生退曰、可以逝矣。醴酒不設、王之意怠、不去、楚人将鉗我於市。という逸話をふまえる。
- (4) 耶律鏐『双溪醉隱集』巻3、送元遺山行。燕北秋風起、幽花滿地開、既邀今日別、合道幾時來。白玉煙沈閣、黄金草暗台、不須傷老大、珍重掌中杯。
- (5) 『遺山先生文集』巻39、癸巳歲寄中書耶律公書。
- (6) 藤枝晃『征服王朝』（秋田屋、1948年）74-82頁。『壬辰雜編』は金朝滅亡前夜に関わる断片的な記録の集成であり、藤枝氏はその成書を好問が故郷の忻州に帰った太宗九年(1237)から同十一年(1239)までに比定している。なお太宗十二年(1240)の四月に亡くなった嚴実に続き、五月には趙天錫が歿しており、好問は二人のためにそれぞれ神道碑を撰文している。
- (7) 小栗英一『元好問』（中国詩人選集二集、岩波書店、1963年）解説、17-20頁。
- (8) 蘇天爵『滋溪文稿』巻7、皇元故昭文館大学士兼国子祭酒贈河南行省右丞耶律文正公神道碑銘（以下、「耶律文正公神道碑」と略称）に、文献公深通天文、歴事世宗・章宗、功載史氏記。とあるのは、このことをさす。なお彼が撰した『国朝文類』70巻については、古松崇志「脩端『辯遼宋金正統』をめぐつ

- て一元代における『遼史』『金史』『宋史』三史編纂の過程一』（『東方学報』75, 2003年）172-174頁、に記述があり、参考になる。
- (9) 藤枝『征服王朝』、および杉山正明『耶律楚材とその時代』（白帝社、1996年）。
- (10) 『国朝文類』巻57, 故金尚書右丞耶律公神道碑。以下の行論で引用する際は、逐一そのむねを断らない。『金史』巻95の本伝のほか、『中州集』巻9にも右相文献公耶律履なる小伝があるが、いずれもこの文章を基本に書かれている。
- (11) 『遺山先生文集』巻40, 中令耶律公祭先妣国夫人文には「大朝癸卯歲八月乙巳朔五日己酉」との日付がある。
- (12) 『御撰宋金元明四朝詩』姓名爵里に、魏搏霄, 字飛卿。初, 用蔭補官, 以薦從事史館。明昌中, 宏詞中選, 授翰林応奉文字。とあり, この人物が微官ながら章宗の秘書官を務めていたと分かる。
- (13) 『金史』巻12, 章宗紀4, 泰和八年六月丁酉。以左副都点検完顔侃為宋諭成使, 礼部侍郎喬宇副之。同書巻11, 章宗紀3, 泰和三年四月己未。命吏部侍郎李炳・国史司業蒙括仁本・知登聞檢院喬宇等再詳定儀礼。同書巻98, 完顔綱伝。〔泰和〕四年, 詔〔完顔〕綱与喬宇・宋元吉編類陳言文字, 綱等奏, 凡関涉宮庭及大臣者摘進, 其余以省台六部, 各為一類, 凡二十卷。
- (14) 元好問は哀宗の正大元年(1224)五月から翌年の夏にかけて権国史院編修官の職にあった。
- (15) 『国朝文類』巻57, 中書令耶律公神道碑(宋子貞), および拙稿『『耶律鑄夫妻墓誌銘』録文と訓読』(森田憲司編『13・14世紀東アジア史料通信』第1号, 2004年)2-5頁, を参照。
- (16) 『遺山先生文集』巻39に収載する曹南商氏千秋録はもとより, 同書巻34の東平賈氏千秋録後記や同書巻37の南冠録引も, 「千秋録」の様式とその盛行ぶりを今に伝えている。
- (17) 東丹王については, 島田正郎『契丹国—遊牧の民キタイの王朝—』東方書店, 1993年, 170-206頁, に詳細な記述がある。
- (18) 蘇舜欽『蘇学士集』巻8, 暑中閑詠。嘉果浮沈酒半醺, 床頭書冊乱紛紛, 北軒涼吹開疎竹, 臥看青天行白雲。
- (19) 『太玄経』10巻は, 『易経』に擬えて作られた書物で, 漢の揚雄の撰。晋の范望の注釈書のほか, 北宋の司馬光の『太玄経集註』が残されている。
- (20) 「重修大明曆」は熙宗の天会十五年(1137)に頒布された楊紱の「大明曆」を世宗の大定十一年(1171)に趙知微が手直ししたもので, 元の至元十七年(1280)まで施行され, 翌年から「授時曆」に切り替えられた(藪内清『増補 中国の天文曆法』平凡社, 1990年, 110-112頁)。
- (21) 『滋溪文稿』巻25, 三史質疑。『金史』巻21, 曆志上には, 耶律履の「乙未元曆」に触れ, 結局は関係者に馴染み深い「重修大明曆」が採用されたと記す。
- (22) この事実を指摘しているのは, 管見では杉山『耶律楚材とその時代』(259-263頁, 272頁)にとどまる。なお藪内『増補 中国の天文曆法』(137-139頁)によれば, 「庚午元曆」はチングスの征西中にごく暫定的にしか行われなかったらしい。
- (23) 吉川幸次郎『元明詩概説』(『吉川幸次郎全集』第15巻, 筑摩書房, 1969年。初出は1963年)399頁, 同「元雜劇の研究」(『全集』第14巻, 1968年, 初出は1948年)206-207頁。この挿話は『中州集』の小伝にも特筆されており, 好問には極めて重要な意味を有したと考えられる。興陵嘗問宋名臣孰為優。履道以蘇端明軾對。上曰, 吾聞軾与王詵交甚款。至作歌曲, 戲及姫侍, 非礼之甚, 尚何足道耶。履道進曰, 小説伝聞, 未必可信。就使有之, 戲笑之間, 亦何得深責。世徒知軾之詩文, 人不可及。臣觀其論天下事实, 經濟之良才。求之古人, 陸贄而下, 未見其比。陛下無信小説伝聞, 而忽賢臣之言。明日, 録軾之奏議上之。詔国子監刊行。
- (24) 黄虞稷『千頃堂書目』巻29。耶律履, 文献公集十五巻〔字履道, 東丹王七世孫, 參知政事・尚書右丞〕。神道碑にも, 晚称忌言居士, 有文数百篇。とあるほか, 『中州集』には, 自号忘言居士, 有集伝于世。とする。
- (25) 夏文彦『図繪宝鑑』巻4, 金。耶律履, 字履道, 契丹人, 東丹王七世孫, 官至尚書右丞。善画鹿, 作人馬墨竹尤工。王毓賢『繪事備考』巻7, 金。耶律履, 字履道, 契丹人, 東丹王七世孫也。善画鹿, 綽有祖風。人馬亦佳, 墨竹尤妙。歴官尚書右丞。画之伝世者, 文囿鹿鳴図一, 高岡鹿鳴図一, 白鹿図四,

- 闕鹿図二、茶首図一。好問は碑銘にこそ記さないが、『遺山先生文集』巻13には右丞文献公著色鹿図なる七言絶句を残しており、上記の作品の幾つかは、彼が燕京の耶律鏞のもとで鑑賞したと了解される。
- (26) 王惲『秋澗先生大全文集』巻52, 大元故奉訓大夫・尚書礼部郎中致仕丁公墓碑銘。金制, 大定間, 限以三品至五品職事官承蔭子孫内班供奉, 或省署僚直者, 同吏員, 許試六曹令史。中其選, 驗班秩崇庫而取補焉, 謂之班祗出身。于以抑任子苟進之風, 且勵多士特達者之志, 在當時号称入流美科。
- (27) 『金史』巻52, 選挙2, 文武撰。檢法・知法・国史院書写, 則海陵庶人所置也。同書巻53, 選挙3, 右職吏員雜選, 国史院書写。正隆元年, 定制, (中略)契丹書写, 以熟於契丹大小字, 以漢字書史訳成契丹字三百字以上, 詩一首, 或五言七言四韻, 以契丹字出題。
- (28) 原文では翻訳機関として「経書所」を設置したと記すが、『金史』巻8, 世宗紀下, 大定二十三年九月己巳には、「訳経所」が女真語訳した経籍を上呈したとあり, おそらく同じものに違いない。
- (29) 世宗曰, (中略) 卿識劉用晦・張汝霖否。二人者皆不應得三品, 朕以其屢有忠言, 故越次用之。朕豈不納諫耶。公曰, 臣自幼未嘗去朝廷, 彼二人者, 誠未見其諫也。且海陵杜塞言路, 天下鍼口, 習以為風。『金史』巻95の本伝によれば, 劉用晦は劉仲誨の誤りと分かる。劉仲誨は彦宗の孫, そして張汝霖は渤海人の浩の次子であり, 世宗の言とは裏腹に, とともに金朝有数の名門に属する(『金史』巻78, 同書巻83)。
- (30) 藤枝氏は『海陵実録』の成書を大定十九年(1179)頃と想定するが(『征服王朝』39-42頁), 修国史の張景仁はこのとき河南尹に出ており, うまく話が噛み合わない。
- (31) 『金史』巻55, 百官1, 国史院に, 明昌二年, 罷契丹編修三員, 添女直一員。大定十八年, 用書写出職人。とあるのをみれば, 履が亡くなる年まで契丹編修官が三名配置されていただけでなく, 早くも彼が書写出職人としてこの官職に昇任したと分かる。
- (32) 『金史』巻99, 徒単鎰伝には, 大定四年, 詔以女直字訳書籍。五年, 翰林学士徒単子温進所貞觀政要・白氏策林等書。六年, 復進史記・西漢書, 詔頒行之。選諸路学生三十余人, 令編修官温迪罕締達教以古書, 習作詩策。とあり, 耶律履が関与した翻訳事業や教育活動ともまさに符合する。この種の文化事業は, いずれも世宗政権の安定に寄与すべく実施されたもので, 正隆の乱で結束の緩んだ女真国家の再建を意図していた。
- (33) 西田龍雄『アジア古代文字の解説』(中央公論社, 2002年, 初出は1982年) 159-164頁, 178-181頁。
- (34) 『金史』巻6, 世宗紀上, 大定十一年十月戊辰に, 上謂宰臣曰, 衍慶宮画功画臣, 已命増為二十人。とあるほか, 同書巻7, 世宗紀中, 同十七年十月癸酉には, 有司奏, 衍慶宮所画功臣二十人, 惟五人有諡, 今考檢余十五人功状, 擬定諡号以進。詔可。とあるのに照らすと, この時点で実際にどのような作業が行われたかは判然としない。
- (35) 好問は後段で, 章宗が耶律履に参知政事への就任を慫慂したときのこととして, 章宗曰, 朕在東宮時熟卿名, 今觀卿言行, 無不可者, 故首命相朕。という言葉を用いるが, おそらく金源郡王のときの経験がその伏流をなすであろう。
- (36) 『直齋書録解題』巻3, 孝経類には, 古文孝経指解一卷。司馬光撰。按唐志, 孝経二十七家。今温公序言, 秘閣所藏, 止有鄭氏・明皇及古文三家而已。古文有経無伝, 以隸体写之, 而為之指解。仁宗朝, 表上之。とあり, この書物を簡潔に紹介する。
- (37) 『金史』巻19, 世紀補, 顯宗。〔大定〕十年八月, 帝在承華殿経筵, 太子太保寿王爽啓曰, 殿下頗未熟本朝語, 何不屏去左右漢官, 皆用女直人。帝曰, 論徳・贊善及侍從官, 曷輒敢去。爽乃揖而退。
- (38) 『遺山先生文集』巻36, 如庵詩文序。藤枝『征服王朝』110-113頁, 146-155頁。
- (39) 劉祁『帰潜志』巻13。宋興, 内外上下皆儒者頭采, 至宣政極矣, 至於金国, 士氣遂不振。金代の文運興隆が北宋末期に比べて明らかに見劣りすることを, 劉祁は当事者の一人として明言している。
- (40) 好問は履の召還の契機を「車駕東狩」としており、『金史』巻8, 世宗紀下の, 〔大定二十七年四月〕丙申, 上如金蓮川。(中略)九月己亥朔, 還都。とあるのがこれに該当する。
- (41) 『金史』巻92, 徒単克寧伝。淄王とは, 章宗の明昌二年(1191)に克寧が太師の官称とともに与えられた封号である。

- (42) 王惲『玉堂嘉話』巻5(『秋澗先生大全文集』巻97に所収)に引く「金登科記序」によれば、大定三年、孟宗獻四元登第、特授奉直大夫。とあり、『金史』巻125、文芸上、楊伯仁伝には、是歳、宗獻府試・省試・廷試皆第一、号孟四元、時論以為知文。と見える。
- (43) 『金史』巻9、章宗紀1、大定二十九年十一月乙亥。命參知政事移刺履提控刊修遼史。『遼史』の編纂は党懷英らも参画して着手されたが、実際の作業は難航したらしく、同書巻125、文芸上の彼の伝にも、泰和元年、増修遼史編修官三員、詔分紀・志・列伝刊修官、有改除者以書自隨。久之、致仕。と記す。なお神道碑はなぜかこのことにいっさい触れない。
- (44) 拙稿「遼金時代の言語と法律」(森田憲司編『13、14世紀東アジア諸言語史料の総合的研究』日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(B)(1)報告書、2007年)19-21頁。
- (45) 『国朝文類』巻57、中書令耶律公神道碑(宋子貞)。
- (46) 原文は誤って「明昌二年」の繫年を落としているため、『金史』の本伝により補った。
- (47) 馮家升「遼史源流考」(『馮家升論著輯粹』中華書局、1987年。初出は1933年)106-109頁。
- (48) 好問は「且謂臣藏匿遼史、秩滿、移文選部、使不得調、此私隙也」とある部分を除いて、耶律履と『遼史』編纂との関わりについていっさい触れない。
- (49) 『滋溪文稿』巻25、三史質疑。遼人之書、有耶律儼實録、故中書耶律楚材所藏、天曆間、進入奎章閣。
- (50) 藤枝『征服王朝』61-62頁。『遺山先生文集』巻19、内翰王公墓表。
- (51) 『遺山先生文集』巻27、奉国上將軍武廟署令耶律公墓誌銘(辨才)、および同書巻26、龍虎衛上將軍耶律公墓誌銘(善才)。以下、これらの史料に触れるときは、あえて断らずに引用する。
- (52) 郝經『陵川先生文集』巻32、立政議。当太宗臨御之時、耶律楚材為相、(中略)方有志於天下、而一二不逞之人、投隙抵牾、相与排擯、百計攻訐、乘宮闈猶豫之際、恣意矯誣、卒使楚材憤恨以死。
- (53) 『国朝文類』巻57、故金尚書右丞耶律公神道碑。始娶蕭氏、遼貴族。再娶郭氏、岞山世胄之孫。三娶楊氏、名士曇之女也。このうち楊氏が楚材の母である。
- (54) 前註(26)の『秋澗先生大全文集』巻52、丁公墓誌銘には、前引の記述に続けて、如吾奉訓丁公、卓然以材術拔出倫類、表見一時、可謂篤志君子、其敢以門資待之乎。とあり、門資が三品から五品までの職事官の子孫に認められた任子の恩典をさす用語と分かる。
- (55) 『金史』巻51、選挙1、策論進士。[大定]十六年、命皇家兩從以上親及宰相子、直赴御試。皇家祖免以上親及執政官之子、直赴会試。同書巻52、選挙2、宰執子弟省令史。大定二十八年、制以宗室第二從親并宰相之子、出職与六品外、宗室第三從并執政之子、出職与正七品。其出職皆以百五十月、若見已転省之余人、則至兩考止与正七品。
- (56) 護衛や閤門祇候など、武職のエリート・ポストについては、『金史』巻53、選挙3、右職吏員雜選に詳しい規定がある。なお護衛は皇帝の宿衛を掌る殿前都点檢司に所属する(同書巻56、百官2)。
- (57) 王国維「耶律文正公年譜」(『湛然居士文集』中華書局、1986年に所収)、および杉山『耶律楚材とその時代』209-217頁。
- (58) 『金史』巻17、哀宗紀上、天興元年春正月壬午朔。大元兵道唐州、元帥完顔兩婁室与戰襄城之汝墳、敗績。兩婁室走汴京。遺完顔麻斤出等部民丁万人、決河水衛京城。など。
- (59) 『金史』巻56、百官2、都水監。街道司隸焉。分治監、專規措黃沁河、衛州置司。監、正四品、掌川沢・津梁・舟楫・河渠之事。興定五年、兼管勾沿河漕運事、作從五品、少監、正六品以下、皆同兼漕事。
- (60) 『金史』巻51、百官1、武成王廟署。大安元年置。令、從六品。丞、從七品。掌春秋祀享、以效社令丞兼。
- (61) 『金史』巻17、哀宗紀上、天興元年正月丁酉。
- (62) 『国朝文類』巻11、耶律鈞贈官制(姚燧)。なお『滋溪文稿』巻7、耶律文正公神道碑には、金將亡、尚書死義于汴。とある。
- (63) この点で気になるのは、耶律履の一族でいちどは楚材に救い出されながら、絶食して死んだ耶律貞の事例であり、とくに護衛で出仕して節度使に達した経歴は、すべてに亘って辨才とは対照的ですからある。『国朝文類』巻51、故金漆水郡侯耶律公墓誌銘(元好問)。明年請老、間居洛陽。至是城陷、公族属有在朔庭、秉大権者。得公兵乱中、将由孟津渡北行。公歎曰、吾家世受国恩。吾由侍衛起身、至

- 乘旄節。向在乾石壕，已分一死，今北行，欲何求耶。乃不食，七日而死。時年六十七。
- (64) 耶律楚材『湛然居士文集』卷11，送房孫重奴行。
- (65) 『秋澗先生大全文集』卷70，為耶律伯明釀金疏。伯明秀造，漆水東丹之後，右丞文獻之孫。學則有余，空至於屢。為子娶婦，禮尚未完，急手謀生，力有不及。伯明は鑪のことと考えると，彼の一家は日々の生活にすら困窮していたと分かる。
- (66) 『滋溪文稿』卷7，耶律文正公神道碑。莊慎公(鈞)留居河朔，東平嚴侯重其世望，請徙家焉。中統初，制授東平工匠長官，佩金符，以高年終。
- (67) 公資雅重，讀書知義理。遇事明敏，雖老姦不能通其情。從仕四十年，未嘗有答贖之玷。
- (68) 藤枝『征服王朝』75-77頁，陳高華「大蒙古國時期的東平嚴氏」(『元史論叢』第6輯，中國社會科學出版社，1996年) 1-23頁。
- (69) 『滋溪文稿』卷7，耶律文正公神道碑。世祖立極，召〔許〕文正公入朝，公還東平。(中略) 當是時，齊魯之士踵金辭賦余習，以綺章繪句相高，公厭薄之，專明經訓，人或以為迂，公弗渝也。この頃の東平の學問をめぐる事情については，安部健夫「元代知識人と科擧」(『元代史の研究』創文社，1972年。初出は1959年) に詳しい。
- (70) 『金史』卷55，百官1，尚書省，架閣庫。省史十四人，左右各七人。女直史同。通事八人，左右各四人。明昌元年から行用を禁止された契丹字も，辺境地帯に数多く居住する遊牧契丹人に対する統制の必要上，その価値は無視できなかつたに違いない。
- (71) 『滋溪文稿』卷7，耶律文正公神道碑。
- (72) 『湛然居士文集』卷4，愛子金柱索詩，同書卷12，為子鑄作詩三十韻，同書卷14，贈姪正卿など。
- (71) 『湛然居士文集』卷8，醉義歌。有醉義歌，乃〔遼朝〕寺公之絕唱也。昔先人文献公嘗識之。先人早逝，予恨不得一見。及大朝之西征也，遇西遼前郡王李世昌於西域，予學遼字於李公，期歲頗習，不揆狂斐，乃詠是歌，庶幾形容其万一云。
- (73) 危素『危太僕文統集』卷2，故翰林學士承旨資善大夫知制誥兼修國史贈推忠輔義守正功臣集賢學士上護軍追封漆水郡公諡忠嘉耶律公神道碑。北平の趙衍，字は昌齡とは，金朝で進士に及第した人物で，鑄の門客として楚材の墓誌銘を書いたほか，別集『双溪醉隱集』の編修にも与つた。なお子の天民は鑄の墓誌銘を撰文している(宋子貞「中書令耶律公神道碑」，『遺山先生文集』卷36，雙溪集序，拙稿『耶律鑄夫妻墓誌銘』録文と訓読) 5頁)。
- (75) 藤枝『征服王朝』92-102頁。小栗『元好問』解説，20-22頁。
- (76) 藤枝『征服王朝』104-109頁。古松「脩端『辯遼宋金正統』をめぐる一元代における『遼史』『金史』『宋史』三史編纂の過程」157-159頁，191頁の註(25)。
- (77) 『遺山先生文集』附録，遺山先生文集後引(王鶚)。東平嚴侯弟忠傑，富貴而好礼者也。即其家購求遺藁，捐金鳩匠刻梓，以寿其伝，属余為引。この頃の東平幕府については，陳高華「大蒙古國時期的東平嚴氏」20-23頁，に詳しい。
- (78) 『金史』卷126，文芸下，元好問伝。時金國実録在順天張万户家，乃言於張，願為撰述，既而為樂夔所沮而止。樂夔については，『遺山先生文集』卷39，癸巳歲寄中書耶律公書，にもその名が見える。
- (79) 『国朝文類』卷51，漆水郡侯耶律公墓誌銘(元好問)。
- (80) 『遺山先生文集』卷2，五言古詩，学東坡移居八首には，国史經喪乱，天幸有所歸，但恨後十年，時事無人知。とあり，少なくとも金が滅びた翌年，聊城での軟禁生活が解かれた頃の，『実録』の無事を知った喜びと不安が交錯する気持ちを詠っている。
- (81) 藤枝氏は「その碑誌の『集』に洩れている人たちに共通のことは，いづれも金朝に忠節を尽くした人たちである」と指摘している(『征服王朝』90頁)。しかし，善才の墓誌銘はもとより，耶律貞の墓誌銘の後段で挙げる国家に殉じた人々に関しては，『遺山先生文集』卷25の聶孝女墓銘にも同じ記述を繰り返しており，この説明では納得がゆかない。
- (82) 『陵川先生文集』卷35，遺山先生墓銘。先生曰，不可遂令一代之美泯而不聞。乃為中州集百余卷，又為金源君臣言行録。往来四方，采摭遺逸，有所得，輒以寸紙細字親為記録，雖甚醉不忘。於是，雜録

元好問と耶律履の一族

近世事至百余万言，梱束委積，塞屋数楹，名之曰野史亭。書未就而卒。

- (83) 『国朝文類』卷57，中書令耶律公神道碑（宋子貞），『危太僕文統集』卷2，耶律公神道碑，拙稿「『耶律鑄夫妻墓誌銘』録文と訓読」2-3頁。
- (84) 『元史』卷180，耶律希亮伝。『危太僕文統集』卷2，耶律公神道碑。
- (85) 『元史』卷174，耶律有尚伝。『滋溪文稿』卷7，耶律文正公神道碑。
- (86) 『元史』卷180，耶律希亮伝。至大二年，武宗訪求先朝旧臣，特除翰林学士承旨・資善大夫，尋改授翰林学士承旨・知制誥兼修国史。希亮以職在史官，乃類次世祖嘉言善行以進，英宗取其書，置禁中。